発議第1号

別紙のとおり日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を 提出するものとする。

令和2年3月17日提出

発 議 者 三 島 市 議 会 全 議 員

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)

本年は、広島・長崎に原爆が投下されて 75 年目となります。核兵器禁止条約は、核兵器については破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法に反するものであり、その開発、生産、実験、製造、取得、保有、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。そのうえで条約は、核保有国、核依存国も条約への参加の道筋をつけるなど核兵器廃絶への枠組みを示しています。更に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆者と共に、私たち国民が長年にわたり切望してきた、核兵器廃絶を目指すものです。

一方で、アメリカとロシアの核軍縮の礎石となってきた中距離核戦略全廃条約が失効するなど、核軍拡の火種も残っています。そのような中、核に依存する国の自治体でも条約の支持を表明する動きが広がっています。核保有国の首都であるワシントンDC・パリなども自治体として支持を表明しています。2018年9月20日に核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、これまで81か国が署名し、35か国が批准を終えました。今こそ条約の発効によって打ち立てられるいかなる場合も核兵器の使用を禁止するとの規定を打ち立てる事が必要です。

世界で唯一の被爆国として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月17日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長 様 参 議 院 議 長 様 様 内 閣 総 理 大 臣 様 総 務 大 臣 様 外 務 大 臣 様